

桑名市行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市規則第17号

桑名市行政組織規則等の一部を改正する規則

(桑名市行政組織規則の一部改正)

第1条 桑名市行政組織規則(平成16年桑名市規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「

グリーン資産創造課	資産マネジメント係 GX推進係
-----------	-----------------

」を「

グリーン資産創造課	GX・資産マネジメント係
-----------	--------------

」に、「

政策創造課	政策推進係 企画調整係
-------	-------------

」を「

政策創造課	PX推進係 企画調整係
-------	-------------

」に、「

ブランド推進課	ブランド推進係 文化振興係
---------	---------------

」を「

ブランド推進課	ブランド推進係 ダイバーシティ国際推進係
---------	----------------------

」に、「

市民環境部		戸籍・住民登録課	受付・ふれあい対話係 記録管理係
		人権政策課	人権政策係
		環境対策課	環境対策係 廃棄物対策係
	地域コミュニティ局	地域コミュニティ課	地域コミュニティ係 市民活動センター
		生涯学習・スポーツ課	生涯学習係 スポーツ振興係
		ながしま遊館事務局	

」を「

市民環境部		戸籍・住民登録課	総合窓口係 記録管理係
		人権政策課	人権政策係
		環境対策課	環境対策係 廃棄物対策係
	地域コミュニティ局	地域コミュニティ課	地域コミュニティ係 市民活動センター
		生涯学習課	生涯学習係
		ながしま遊館事務局	
	スポーツ振興課	スポーツ振興係	

」に、「

観光課	観光・MICE係
-----	----------

」を「

観光課	観光係 文化振興係
-----	-----------

」に、「

保健福祉部		福祉総務課	福祉総務係
		障害福祉課	障害福祉係
		介護高齢課	管理・認定審査係
		保健医療課	管理係 地域医療対策係 健康長寿増進係
		コロナワクチン接種課	推進係
子ども未来部		子ども未来課	子ども政策係 手当・医療費給付係
		子ども総合センター	母子保健係 家庭支援係
都市整備部		都市管理課	総務係 住まい対策係
		都市整備課	都市計画・景観係 開発指導係 建築指導係

		土木課	建設係 企画調整係
		アセットマネジメント課	施設管理第一係 施設管理第二係
		桑名駅周辺整備事務所	管理・補償係 計画・工務係 駅周辺整備係

」を「

保健福祉部		福祉総務課	福祉総務係
		障害福祉課	障害福祉係
		介護高齢課	管理・認定審査係
		保健医療課	健康政策係 地域医療対策係 健康長寿増進係
子ども未来部		子ども未来課	子ども政策係 手当・医療費給付係
		幼保支援課	入所入園係 施設連携・支援係
		子ども総合センター	母子保健係 家庭支援係
社会基盤整備部		土木管理課	管理係
		土木課	建設係 企画調整係 事業用地係
		アセットマネジメント課	施設管理第一係 施設管理第二係
都市創造部		都市計画課	都市計画景観係 建築開発指導係
		都市管理課	建築営繕係 住まい対策係
		桑名駅周辺整備事務所	駅周辺整備係 補償係 計画工務係

」に改める。

別表第1の2中「

市民環境部		戸籍・住民登録課	サテライトオフィス
	地域コミュニティ局	地域コミュニティ課	女性活躍・多文化共生推進室
		生涯学習・スポーツ課	くわなメディアライブ事務局

」を「

市民環境部		戸籍・住民登録課	サテライトオフィス
	地域コミュニティ局	生涯学習課	くわなメディアライブ事務局

」に、「

子ども未来部		子ども未来課	保育支援室
		子ども総合センター	子ども発達・小児在宅支援室
都市整備部		都市管理課	建築営繕室
		都市整備課	建築審査室
		土木課	用地監理室

」を「

子ども未来部		子ども総合センター	子ども発達・小児在宅支援室
社会基盤整備部		土木管理課	用地監理室
都市創造部		都市計画課	建築審査室

」に改める。

別表第2グリーン資産創造課の項中第3号から第5号までを削り、第6号を第3号とし、第7号から第10号までを3号ずつ繰り上げる。

別表第2市長公室の表政策創造課の項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

7 パブリックトランスフォーメーションの推進の総括に関すること。

別表第2市長公室の表政策創造課の項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

5 行政評価に関すること。

別表第2市長公室の表ブランド推進課の項第4号中「国際化推進」を「国際化の推進」に改め、同項中第5号及び第6号を次のように改める。

5 多文化共生の推進に関すること。

6 MICE誘致に関すること。

別表第2市長公室の表ブランド推進課の項中第7号から第12号までを削る。

別表第2市民環境部の表戸籍・住民登録課の項中第18号を第20号とし、第17号の次に次の2号を加える。

18 ワンストップ窓口サービスの運用及び調整に関すること。

19 窓口支援システムの運用及び調整に関すること。

別表第2市民環境部地域コミュニティ局の表地域コミュニティ課の項に次の2号を加える。

11 男女共同参画の推進に関すること。

12 女性活躍推進に関すること。

別表第2市民環境部地域コミュニティ局の表生涯学習・スポーツ課の項中「生涯学習・スポーツ課」を「生涯学習課」に改め、同項中第11号から第17号までを削る。

別表第2市民環境部地域コミュニティ局の表に次のように加える。

スポーツ振興課	1 体育施設の設置及び運営管理に関すること。 2 社会体育の振興及び普及に関すること。 3 スポーツ及びレクリエーションに関すること。 4 体育団体及びスポーツ推進委員に関すること。 5 体育施設の使用許可及び使用料の徴収に関すること。 6 スポーツ推進審議会に関すること。 7 学校体育施設等開放事業に関すること。
---------	--

別表第2産業振興部の表観光課の項を次のように改める。

観光課	1 観光振興に関すること。 2 観光に係る調査及び計画に関すること。 3 観光案内に関すること。 4 観光プロモーションに関すること。 5 観光団体に関すること。 6 フィルムコミッションに関すること。 7 芸術及び文化の振興に関すること。 8 文化団体に関すること。 9 文化施設の設置及び運営管理に関すること。 10 文化財（埋蔵文化財を含む。）の調査、保護及び活用に関すること。 11 文化財保護審議会に関すること。 12 桑名市住吉浦休憩施設に関すること。 13 長島水辺のやすらぎパークに関すること。 14 市民会館に関すること。 15 博物館に関すること。 16 その他観光に関すること。 17 その他文化施設に関すること。
-----	--

別表第2保健福祉部の表保健医療課の項中第21号を削り、第22号を第21号とし、同表コロナワクチン接種課の項を削る。

別表第2子ども未来部の表子ども未来課の項第11号中「少子化対策」を「子ども・子育て支援」に改め、同項の次に次のように加える。

幼保支援課	1 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく支給認定に関すること。
-------	--

	2 子ども・子育て支援法に基づく確認に関する事 3 公立保育所に関する事 4 一時預かり事業に関する事 5 特定地域型保育事業に関する事 6 公立幼稚園児の入園に関する事 7 公立幼稚園児の転退園に関する事 8 幼児教育に関する事 9 就学前施設のあり方に関する事 10 その他保育及び幼児教育に関する事
--	--

別表第2 子ども未来部の表の次に次の表を加える。

社会基盤整備部

課	事務分掌
土木管理課	1 部に属する予算に関する事 2 関係諸団体との連絡調整に関する事 3 部に属する期成同盟会に関する事 4 部の他の課に属しないこと
土木課	1 道路、橋梁及び河川等一般土木工事の新設、改良及び災害復旧の計画、測量、設計及び施行に関する事 2 治水及び砂防に関する事 3 急傾斜地等に関する事 4 水防に関する事 5 開発行為に伴う道路並びに附属物件、堤とう及び溝きょ等の施設の指導及び検査に関する事 6 交通規制に関する事。(道路運送等を含む。) 7 公園緑地の整備に関する事 8 所管事業に伴う整備並びに用地の買収及び補償に関する事 9 所管事業用地管理に関する事
アセットマネジメント課	1 道路、橋梁及び河川等の維持修繕に関する事 2 公園緑地の維持修繕に関する事 3 公園緑地の占用又は行為の許可に関する事 4 土木工事用資材の調達保管に関する事 5 土木用機械器具及び資材の維持管理に関する事 6 交通安全施設に関する事 7 伊勢湾台風記念館に関する事

別表第2 都市整備部の表を次のように改める。

都市創造部

課	事務分掌
都市計画課	1 部に属する予算に関する事 2 都市計画に関する事 3 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に関する事 4 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく特定行政庁の事務に関する事 5 路外駐車場の設置の届出に関する事 6 土地区画整理事業に関する事 7 生産緑地に関する事 8 景観・屋外広告物に関する事 9 建築に係る諸法及び条例に基づく所管行政庁の事務に関する事 10 開発行為等に関する事 11 優良住宅及び優良宅地の認定等に関する事

	12 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に関すること。 13 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号）に関すること。 14 桑名駅北自転車駐車場に関すること。 15 部の他の課に属しないこと。
都市管理課	1 市営住宅の管理及び維持に関すること。 2 住宅に係る施策の計画及び調整に関すること。 3 空家等の対策に関すること。 4 市有建築物の建築工事の設計及び監督に関すること。 5 市有建築物の維持修繕に関すること。
桑名駅周辺整備事務所	1 桑名駅西土地地区画整理事業に関すること。 2 所管事業に伴う整備並びに用地の買収及び補償に関すること。 3 所管事業用地管理に関すること。 4 桑名駅周辺市街地整備に関すること。

別表第2の2地域コミュニティ課女性活躍・多文化共生推進室の項を削り、同表生涯学習・スポーツ課くわなメディアライヴ事務局の項中「生涯学習・スポーツ課くわなメディアライヴ事務局」を「生涯学習課くわなメディアライヴ事務局」に改め、同表農林水産課獣害対策室の項第1号中「鳥獣及び狩猟」を「有害鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止」に改め、同表中子ども未来課保育支援室の項、都市管理課建築営繕室の項及び都市整備課建築審査室の項を削り、土木課用地監理室の項を次のように改める。

土木管理課 用地監理室	1 道路並びに附属物件、堤とう、溝きよ及び河川敷等の使用管理に関すること。 2 狭あい道路整備事業に関すること。 3 道路認定及び変更に関すること。 4 道路、橋梁及び河川台帳に関すること。 5 公有水面の埋立てに関すること。 6 道路及び河川等の境界に関すること。 7 法定外公共物に関すること。 8 用地調査に関すること。 9 地籍調査に関すること。 10 官有地の交換及び払下げに関すること。 11 開発行為等に伴う帰属登記に関すること。 12 開発行為に伴う道路並びに附属物件、堤とう及び溝きよ等の施設の指導並びに検査に関すること。 13 街区基準点に関すること。 14 土砂採取に関すること。
----------------	--

別表第2の2に次のように加える。

都市計画課 建築物審査室	1 建築基準法に基づく建築主事等の事務に関すること。 2 建築物の統計調査に関すること。 3 建築に係る諸法及び条例に基づく所管行政庁の事務に関すること。
-----------------	---

別表第3子ども未来部の項の次に次のように加える。

社会基盤整備部	土木管理課
---------	-------

別表第3都市整備部の項を次のように改める。

都市創造部	都市計画課
-------	-------

（桑名市職員の管理職手当に関する規則の一部改正）

第2条 桑名市職員の管理職手当に関する規則（平成16年桑名市規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表中「

会計管理室	室長	58,300円
-------	----	---------

」を「

会計ファンドマネジメント室	室長	58,300円
	主幹	37,100円

」に改める。

(桑名市モーター類似旅館建築規制条例施行規則の一部改正)

第3条 桑名市モーター類似旅館建築規制条例施行規則(平成16年桑名市規則第151号)の一部を次のように改正する。

第14条中「都市整備部都市整備課」を「都市創造部都市計画課」に改める。

(桑名市景観規則の一部改正)

第4条 桑名市景観規則(平成22年桑名市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号中「第6条第2項第5号を除き、」を削る。

第8条中「第7条」を「前条」に改める。

第20条第5項中「都市整備部都市整備課」を「都市創造部都市計画課」に改める。

(桑名市都市計画法施行細則の一部改正)

第5条 桑名市都市計画法施行細則(平成22年桑名市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「桑名市都市整備部都市整備課」を「桑名市都市創造部都市計画課」に改める。

(桑名市スポーツ推進委員規則の一部改正)

第6条 桑名市スポーツ推進委員規則(平成28年桑名市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第8条中「市民環境部地域コミュニティ局生涯学習・スポーツ課」を「市民環境部地域コミュニティ局スポーツ振興課」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(第1条の規定による桑名市行政組織規則の改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の日の前日に次の表の左欄に掲げる課若しくは室の長、課の主幹、課長補佐、室長補佐、係長、主査若しくは主任を命ぜられている者又は課若しくは室に勤務若しくは兼務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日に同一の勤務条件をもって、この規則の施行の際現にそれぞれ同表の右欄に掲げる課若しくは室の長、課の主幹、課長補佐、室長補佐、係長、主査若しくは主任を命ぜられ、又は課若しくは室に勤務若しくは兼務を命ぜられたものとみなす。

都市整備部土木課	社会基盤整備部土木課
都市整備部土木課用地監理室	社会基盤整備部土木管理課用地監理室
都市整備部アセットマネジメント課	社会基盤整備部アセットマネジメント課
都市整備部都市管理課	都市創造部都市管理課
都市整備部都市整備課	都市創造部都市計画課
都市整備部都市整備課建築審査室	都市創造部都市計画課建築審査室
都市整備部桑名駅周辺整備事務所	都市創造部桑名駅周辺整備事務所
会計管理室	会計ファンドマネジメント室